

ばならない。

- 一 不正行為を行わないこと。
  - 二 不正行為に加担しないこと。
  - 三 不正行為を第三者にさせないこと。
- 2 職員は、研究活動に当たって、実験・観察ノート等の記録媒体の作成・保管及び実験試料・試薬の保存等を行うとともに、必要な場合にはそれを開示しなければならない。この場合において、当該記録媒体等は、当該記録媒体等をもとに得た研究成果の発表から5年間保存するものとする。

(研究活動に係る不正行為防止委員会)

第4条 本学に、研究活動に係る不正行為防止委員会（以下「不正行為防止委員会」という。）を置く。

- 2 不正行為防止委員会は、次に掲げる事項について審議する。
  - 一 研究倫理教育計画
  - 二 研究倫理教育の実施状況
  - 三 この規則の遵守状況
  - 四 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」（以下、「ガイドライン」という。）の遵守状況
  - 五 その他、研究活動に係る不正防止に関する事項
- 3 不正行為防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - 一 研究を担当する理事または副学長（以下、「理事（研究担当）」という）
  - 二 教育を担当する理事または副学長
  - 三 各学部及び教育学研究科及び連合農学研究科の長
  - 四 学術研究推進部長
  - 五 その他、理事（研究担当）が必要と認めた者
- 4 不正行為防止委員会は、年1回の開催を定例とする。ただし、臨時の開催を妨げない。
- 5 不正行為防止委員会の委員長は、理事（研究担当）とする。
- 6 不正行為防止委員会の庶務は、研究推進課において処理する。

(研究倫理教育計画)

第5条 前条第2項第1号に定める研究倫理教育計画の策定にあたっては、次の各号に留意する。

- 一 広く研究活動に関わる者に対しては、定期的な研究倫理教育を実施すること。
- 二 学生に対しては、研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、本学の教育研究上の目的及び学術分野の特性に応じて、研究倫理教育の実施を推進すること。
- 三 研究倫理教育の実施にあたっては、ガイドラインの内容を踏まえること。

(研究倫理教育)

第6条 職員及び学生に対し、不正行為の予防を目的とした研究倫理に関する教育、啓発等を行うため、本学及び各部局等にそれぞれ、研究倫理教育総括責任者及び研究倫理教

育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は、第4条第2項第1号に定める研究倫理教育計画に基づき研究倫理教育を実施する。
- 3 研究倫理教育総括責任者は、研究倫理教育責任者による研究倫理教育の実施を総括する。
- 4 研究倫理教育総括責任者及び研究倫理教育責任者は、それぞれ、理事（研究担当）及び各部局等の長とする。

（特定不正行為に関する告発等への対応）

第7条 特定不正行為に関する告発等への対応については別に定める

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、研究活動の不正行為の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 特定不正行為に関する告発等への対応について定める細則

(平成27年 2月24日制定)

### (目的)

第1条 この細則は、国立大学法人岩手大学における研究活動に係る不正行為防止規則(以下「規則」という。)第7条の規定に基づき、特定不正行為に関する告発等への対応に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (総括責任者)

第2条 特定不正行為に関する告発等の処理に関する総括責任者(以下、「総括責任者」という。)は、理事または副学長(研究担当)(以下「理事(研究担当)」)とする。

### (窓口の設置)

第3条 岩手大学に、特定不正行為に関する告発及び特定不正行為に関する相談に対応するための受付窓口を設置し、受付担当者を置く。

2 前項の受付担当者は、学術研究推進部長とする。

### (特定不正行為の告発)

第4条 特定不正行為の疑いが存在すると思料する者は、文書、電話、電子メール、ファクシミリ又は面談により、受付窓口に対し、告発又は相談することができる。

2 告発は顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。ただし、匿名による告発があった場合であっても告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

3 岩手大学が第8条第1項に基づく予備調査又は第8条第6項に基づく本調査(以下、「不正調査」という。)を行うべき機関に該当しないときは、当該不正調査を行うべき研究機関及び当該告発に係る競争的資金等の配分機関に当該告発を回付する。

4 他の研究機関等より、岩手大学が不正調査を行うべき機関であるとして回付された告発は、岩手大学に告発があったものとして取り扱う。

5 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると総括責任者が認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。

6 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると総括責任者が認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、被告発者が岩手大学に所属しないときは、被告発者の所属する研究機関に事案を回付することとする。

### (告発者・被告発者の取扱い)

第5条 告発を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを受付窓口の担当職員以外は見聞できないようにし、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講ずることとする。

- 2 受付窓口へ寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び不正調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、総括責任者、受付担当者、調査委員会委員その他不正行為の調査等に携わる者は、秘密保持を徹底しなければならない。
- 3 不正調査事案が漏えいした場合、岩手大学は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。
- 4 告発に当たっては、特定不正行為の疑いが存在すると思料するに足りる合理的な根拠がないことを知りながら、告発をしてはならない。
- 5 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 6 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

(告発の受付等)

第6条 受付担当者は、告発を受けたときは、総括責任者へ報告するとともに、速やかに当該告発を受領した旨を当該告発を行った者（以下「告発者」という。）に通知するものとする。相談を受けたときも同様とする。

- 2 受付担当者以外の職員が告発又は相談を受けたときは、速やかに受付窓口へ連絡し、当該告発者に対し、受付窓口へ告発又は相談するよう助言しなければならない。
- 3 告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、総括責任者の判断により、第1項に規定する告発として扱うことができる。
- 4 学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合、又は特定不正行為の疑いがインターネット上に具体的に記載されている場合は、その内容を確認した職員は、当該内容を告発として受付担当者に報告する。
- 5 総括責任者は、第1項に規定する告発を受けたときは、速やかに学長に報告するものとする。

(不正調査を行う機関)

第7条 岩手大学に所属する（どの研究機関にも所属していないが専ら岩手大学の施設・設備を使用して研究する場合を含む。）研究者に係る特定不正行為の告発があった場合、原則として、岩手大学が告発された事案の不正調査を行う。

- 2 被告発者が岩手大学を含む複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で不正調査を行うものとする。この場合、調査の進め方は、原則として、調査の中心となる研究機関の規則等に従う。

- 3 被告発者が岩手大学に所属するものの、岩手大学以外の研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、岩手大学と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で不正調査を行う。この場合、調査の進め方については、相手先の研究機関と協議する。
- 4 岩手大学における研究活動に対する告発であって、被告発者が、岩手大学を既に離職している場合、現に所属する研究機関と合同で告発された事案の不正調査を行う。ただし、被告発者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、岩手大学が告発された事案の不正調査を行う。

(予備調査)

- 第8条 学長は、告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等に関する調査（以下「予備調査」という。）を行うため、予備調査委員会を設置する。
- 2 予備調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。なお、全ての予備調査委員は、告発者又は被告発者との間で、特定不正行為を指摘された研究活動が論文のとおりの成果を得ることにより特許や技術移転等に利害がある等の直接の利害を有している者であってはならない。
    - 一 理事（研究担当）
    - 二 特定不正行為の疑いが思料されるとされた職員の所属する部局等の長
    - 三 各学部選出の評議員 各1名
    - 四 その他学長が必要と認めた者
  - 3 前項各号の委員は、学長が指名する。
  - 4 第10条第4項から第7項までの規定は、予備調査委員会において準用する。
  - 5 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査する。
  - 6 予備調査委員会は、告発を受け付けた日から30日以内に、予備調査を実施し、当該告発に関する本格的な調査（以下「本調査」という。）を実施するか否かの決定を行い、その結果を学長に報告するものとする。
  - 7 学長は、本調査を実施しない場合には、告発者に対し前項の結果とその理由を通知するとともに、当該競争的資金等の配分機関等及び告発者の求めがあった場合には、予備調査に係る資料等を開示するものとする。
  - 8 学長は、本調査の実施を決定した場合において、相当な理由がある場合には、被告発者に対し、調査対象となる研究に係る研究費の支出を停止することができる。
  - 9 予備調査委員会の庶務は、研究推進課において処理する。

(本調査)

- 第9条 学長は、前条第6項に基づき本調査を実施する場合には、本調査実施決定日から

30日以内に調査を開始することとし、次の各号のとおり通知する。

- 一 告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が岩手大学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう配慮する。
- 二 文部科学省、及び、調査対象となる研究に競争的資金が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金の配分機関に対し、本調査を行うことを通知する。

(研究者倫理調査委員会の設置)

第10条 学長は、第8条第6項に基づく本調査を実施するため、岩手大学研究者倫理調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。なお、委員の半数以上は学外の有識者で構成されるとともに、全ての調査委員は、告発者又は被告発者との間で、特定不正行為を指摘された研究活動が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害がある等の直接の利害を有している者であってはならない。

- 一 理事（研究担当）
- 二 特定不正行為の疑いが思料されるとされた職員の所属する部局等の長
- 三 各学部選出の評議員 各1名
- 四 学外の有識者
- 五 法律の専門家（学外の有識者を含む）
- 六 その他学長が必要と認めた者

3 前項各号の委員は、学長が指名する。

4 調査委員会に委員長を置き、理事（研究担当）をもって充てる。

5 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

6 調査委員会の議事は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、出席委員の3分の2以上をもって決することができる。

7 調査委員会の運営等に関し必要な事項は、調査委員会が定める。

8 調査委員会を設置したときは、学長は、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知する。これに対し、告発者及び被告発者は、7日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、学長は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

10 調査委員会の庶務は、研究推進課において処理する。

(調査の方法、調査委員会の権限)

第11条 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行われる。この際、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。

2 告発された特定不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそ